

# 山梨県公報

第千二百一十一号

平成十三年

七月十九日

木曜日

## 目次

### 告示

県営土地改良事業計画の変更……………	四〇七
都市公園の区域の変更……………	四〇七
土地改良事業の施行協議に対する同意……………	四〇七
土地改良事業施行認可申請の適当決定(二件)……………	四〇七
公 告……………	四〇七
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………	四〇八
土地改良区役員の退任及び就任(三件)……………	四〇八
公安委員会……………	四〇八
遊技機の型式の検定……………	四一〇
その他……………	四一〇
あつせん員候補者の告示……………	四一一
正 誤……………	四一一
平成十三年三月二十二日付け第千七百七十九号中……………	四二二
平成十三年三月三十日付け号外第十五号中……………	四二二
平成十三年三月三十日付け号外第二十号中……………	四二二
平成十三年三月三十日付け号外第二十一号中……………	四二二

## 告示

### 山梨県告示第三百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(上野原地区ため池等整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年七月十九日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類  
変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間  
平成十三年七月二十三日から平成十三年八月十七日まで

三 縦覧場所  
上野原町役場

四 異議申立期間  
平成十三年八月十八日から平成十三年九月一日まで

### 山梨県告示第三百五十二号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号)第十三条の二の規定に基づき、告示する。

平成十三年七月十九日

山梨県知事 天 野 建

名 称	位 置	変更に係る区域	供用開始年月日
山梨県富士川ク ラフトパーク	南巨摩郡身延町大字 下山字矢澤日向、矢 澤及び炭焼	次の図面のとおり	平成十三年七月二十日

(「次の図面」は、省略し、その図面を山梨県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十三年六月二十七日に土地改良事業(勝沼地区基盤整備促進事業)の施行について同意した。

平成十三年七月十九日

山梨県知事 天 野 建

### 山梨県告示第三百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、長坂町長から協議のあった土地改良事業(日野地区基盤整備促進事業)の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次の

とおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。  
平成十三年七月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類  
土地改良事業計画書の写し、条例の写し
- 二 縦覧期間  
平成十三年七月二十三日から同年八月十七日まで
- 三 縦覧場所  
長坂町役場
- 四 異議申出期間  
平成十三年八月十八日から同年九月一日まで

**山梨県告示第三百五十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、長坂町長から協議のあった土地改良事業（小荒間地区基盤整備促進事業）の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。  
平成十三年七月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類  
土地改良事業計画書の写し、条例の写し
- 二 縦覧期間  
平成十三年七月二十三日から同年八月十七日まで
- 三 縦覧場所  
長坂町役場
- 四 異議申出期間  
平成十三年八月十六日から同年九月一日まで

**公 告**

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見を

有する者から述べられた意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年八月十九日まで縦覧に供する。  
平成十三年七月十九日

山梨県知事 天 野 建

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 1 名称 オギノ山梨ショッピングセンター
  - 2 所在地 山梨市下石森字宮ノ前七番地一
- 二 届出の内容及び公告日
  - 1 内容 新設
  - 2 公告日 平成十三年二月二十六日
- 三 意見の概要
  - 1 歩行者の通行の利便の確保等
  - 2 市町村等の策定する公的計画に基づく街並みづくりへの協力
  - 3 その他街並みづくり等への配慮

土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三ツ沢土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成十三年七月十九日

山梨県知事 天 野 建

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	横内 栄人	韮崎市穂坂町三ツ沢二五〇二番地	平成十三年三月三十一日
	横森 精 同	一五九二番地 同	
	平賀 英武 同	二七二六番地 同	
	岡田 一彦 同	一六三六番地 同	
	岡田 長芳 同	一七〇一番地 同	
	横森 英夫 同	一三二五番地 同	
	名取 宗男 同	一九五二番地 同	
	石川 正知 同	一一二九番地 同	

役職名	氏名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	海瀬 規	斐崎市穂坂町三ツ沢二六三番地	平成十三年四月一日
同	横森 礼治	二二三九番地	同
同	平賀 光長	二六九一番地	同
同	佐藤 香	一一六四の一番地	同
同	平賀 定彦	二三九九番地	同
同	横内 政彦	二五〇五番地	同
同	横内 才仁	二五七二番地	同
同	横森 幸久	二六一三番地	同
同	横森 精	二五九二番地	同
同	平賀 久夫	二六八五番地	同
同	海瀬 基一	二六二九番地	同
同	横森 栄人	二八二五番地	同

二 就 任

同	横内 正文	宮久保三〇一番地	同
同	横森 宗男	三ツ沢三三三番地	同
同	平賀 俊英	二四七四番地	同
同	横森 茂	二六一三番地	同
同	平賀 忠治	二六四八番地	同
同	山本 拓夫	二四二三番地	同
同	横森 弥	二三四四番地	同
同	横森 祐司	中島二丁目一七の二番地	同
同	平賀 善武	穂坂町三ツ沢一五九九番地	同
同	横森 時男	二二四五番地	同
同	宮川 孔栄	柳平五二四番地	同

一 就 任

役職名	氏名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	横内 正文	斐崎市穂坂町宮久保六三三番地	平成十三年二月二十六日
同	大柴 泰義	三之蔵四三二四番地	同
同	保坂 和幸	宮久保二五二九番地	同
同	宮川 孔栄	柳平五二四番地	同
同	横森 正元	三ツ沢二五〇八番地	同
同	岡田 一彦	二六三六番地	同
同	横森 宏尹	二九一八番地	同
同	保坂 春良	上今井一五〇三番地	同
同	猪股 富美	九二番地	同
同	横森 盛男	三ツ沢二五七九番地	同

土地改良区役員の就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、穂坂  
 双葉畑かん土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。  
 平成十三年七月十九日

山梨県知事 天 野 建

同	横森 雅徳	二二五九番地	同
同	横森 利之	二二二二番地	同
同	横森 健一	二九二五番地	同
同	佐藤 昇	一五三二番地	同
同	横内 正文	宮久保六三三番地	同
同	宮川 孔栄	柳平五二四番地	同
同	横森 宗男	三ツ沢三三三番地	同
同	横森 藤行	二九二三番地	同
同	横森 昌高	二六一二番地	同

同	長久保 清	北巨摩郡双葉町宇津谷八三三番地	同
同	小林 信也	同 菫蒲沢一六六番地	同
監事	横内 政彦	北巨摩郡双葉町三ツ沢二五〇五番地	同
同	中村 敬宏	北巨摩郡双葉町団子新居一四八一番地	同

土地改良区役員の内任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、穂坂双葉畑かん土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十三年七月十九日

山梨県知事 天 野 建

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事	横内 正人	北巨摩郡双葉町宮久保六三三番地	平成十三年四月十四日
同	大柴 泰義	同 三之蔵四三二四番地	同
同	保坂 和幸	同 宮久保二五二九番地	同
同	宮川 孔栄	同 柳平五二四番地	同
同	横森 正元	同 三ツ沢二五〇八番地	同
同	岡田 一彦	同 二六三六番地	同
同	横森 宏尹	同 二九一八番地	同
同	保坂 春良	同 上今井一五〇三番地	同
同	猪股 富美	同 九二二番地	同
同	横森 盛男	同 三ツ沢二五七九番地	同
同	長久保 清	同 北巨摩郡双葉町宇津谷八三三番地	同
同	小林 信也	同 菫蒲沢一六六番地	同
監事	横内 政彦	同 北巨摩郡双葉町三ツ沢二五〇五番地	同
同	中村 敬宏	同 北巨摩郡双葉町団子新居一四八一番地	同

二 就任

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	横内 正文	北巨摩郡双葉町宮久保六三三番地	平成十三年四月十四日
同	大柴 泰義	同 三之蔵四三二四番地	同
同	保坂 和幸	同 宮久保二五二九番地	同
同	宮川 孔栄	同 柳平五二四番地	同
同	横森 正元	同 三ツ沢二五〇八番地	同
同	岡田 一彦	同 二六三六番地	同
同	横森 宏尹	同 二九一八番地	同
同	保坂 春良	同 上今井一五〇三番地	同
同	猪股 富美	同 九二二番地	同
同	横森 盛男	同 三ツ沢二五七九番地	同
同	長久保 清	同 北巨摩郡双葉町宇津谷八三三番地	同
同	小林 信也	同 菫蒲沢一六六番地	同
監事	横内 政彦	同 北巨摩郡双葉町三ツ沢二五〇五番地	同
同	中村 敬宏	同 北巨摩郡双葉町団子新居一四八一番地	同

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十條第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九條第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年七月十八日までとする。  
平成十三年七月十九日

山梨県公安委員会

平成十三年七月十九日

山梨県地方労働委員会

会長 丸山公夫

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	検定番号
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一番七号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	一四〇二七
高砂電器産業株式会社 代表取締役 石井治夫 大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	一四〇二五
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	一〇〇一九一
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	一〇〇一八一
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	一〇〇二六九

その他

山梨県地方労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令第四条及び労働委員会規則第六十八条の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

氏名	歴
丸山 公夫	弁護士 第二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四期地方労働委員会委員
風間 徹	公認会計士 第二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四期地方労働委員会委員
布川 玲子	山梨学院大学教授 第二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四期地方労働委員会委員
八束 厚生	山梨大学助教授 第三十一・三十二・三十三・三十四期地方労働委員会委員
渡辺 和廣	弁護士 第三十二・三十三・三十四期地方労働委員会委員
渡辺 一彦	連合山梨事務局長 第三十・三十一・三十二・三十三・三十四期地方労働委員会委員
秋山 実	NTT労働組合山梨県支部執行委員長 第三十四期地方労働委員会委員
小林 文徳	自治労山梨県本部中央執行委員長 第三十四期地方労働委員会委員
柴田 康広	ゼンセン同盟山梨県支部支部長 第三十四期地方労働委員会委員
正岡 晃	JAM山梨書記長 第二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四期地方労働委員会委員
枝 康夫	山梨県経営者協会専務理事 第三十三・三十四期地方労働委員会委員
小田切千冬	山梨県石油協同組合理事長 第三十三・三十四期地方労働委員会委員
武田 與信	(株)テノヨ武田代表取締役会長 第三十三・三十四期地方労働委員会委員
芳賀 和夫	甲府商工会議所専務理事 第三十四期地方労働委員会委員
丸茂 紀彦	(株)マルモ代表取締役社長 第三十三・三十四期地方労働委員会委員
平山 豊造	地方労働委員会事務局次長
有泉 大	地方労働委員会事務局次長
小田切 功	地方労働委員会事務局審査調整指導監・次長補佐
畑野 和哉	地方労働委員会事務局副主幹
市川 直人	地方労働委員会事務局副主幹
歌田日出男	商工労働観光部労働課長
塚越 孝信	商工労働観光部労働課長補佐
榎原 茂	商工労働観光部労働課長補佐
古屋 賢仁	峡中地域振興局企画振興部長

井上 東雄 峡東地域振興局企画振興部長  
 青柳 秋夫 峡南地域振興局企画振興部長  
 古明地博美 峡北地域振興局企画振興部長  
 平賀 久夫 富士北麓・東部地域振興局企画振興部長

### 正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十三年三月二十二日山梨県規則第五号（山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則）

一六四	上	八	第十条を削る。	第十条を削り、第十一条を第十条とする。
-----	---	---	---------	---------------------

平成十三年三月二十日山梨県規則第四十一号（山梨県行政組織規則の一部を改正する規則）

二	上	一〇	土地改良事務所	土地改良事務所
四	上	八	第二十一号	第十号
同	下	終わりから	「及び流通対策」を削り	「需給調整」の下に「及び流通対策」を加え
六	下	一〇	第六号	第一号
八	上	七	三表	二表

平成十三年三月二十日山梨県規則第六十一号（県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則）

一	下	四	心理判定指導幹、教務、管理官	教務管理幹、教務管理幹
---	---	---	----------------	-------------

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十三年三月二十日山梨県企業局管理規程第四号（山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程）

二	上	八	七種（管理者が認める者）	八種（管理者が認める者）
---	---	---	--------------	--------------

同 上 一〇 にあつては六種）  
 所在の欄  
 平成十三年三月二十日山梨県企業局管理規程第五号（山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程）  
 第六条第一項第五号中「技術指導幹」を削る。  
 第六条第一項中「、技術指導幹」を削り、同条第五項中「技術指導幹」を削る。

二	上	終わりから九	昭和三十九年山梨県企業局管理規程第二十二号	昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号
三	上	五	塩川発電管理所	塩川発電所管理職員
同	上	六	発電総合制御所	発電総合制御所管理職員
同	上	三	同表	別表第二
同	上	三	二号を加え、同項塩川発電所管理・釜無川発電所管理の欄中第一号から第五号及び発電所建設事務所の欄中第一号を削る。	塩川発電所、太陽電池発電所の保守管理に関すること。 7 設備及びダム水路工作物工事の計画に関すること。 8 保安教育に関すること。 別表第二分掌業務の項塩川発電所管理・釜無川発電所管理の欄第一号から第五号までを削り、同項発電所建設事務所の欄第一号を削る。

平成十三年三月二十日山梨県企業局管理規程第八号（山梨県管電気事業保安規程の一部を改正する規程）

二	下	終わりから一	昭和三十九年山梨県企業局管理規程第二十二号	昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号
三	上	五	塩川発電管理所	塩川発電所管理職員
同	上	六	発電総合制御所	発電総合制御所管理職員
同	上	三	同表	別表第二
同	上	三	二号を加え、同項塩川発電所管理・釜無川発電所管理の欄中第一号から第五号及び発電所建設事務所の欄中第一号を削る。	塩川発電所、太陽電池発電所の保守管理に関すること。 7 設備及びダム水路工作物工事の計画に関すること。 8 保安教育に関すること。 別表第二分掌業務の項塩川発電所管理・釜無川発電所管理の欄第一号から第五号までを削り、同項発電所建設事務所の欄第一号を削る。